

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十五年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

株式会社ユニプラン

生駒市東生駒二―四〇三―一

三 開設者の氏名

山崎 孝一

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一二（は）一八六七号

六 監督処分の内容

建築士事務所の平成二十六年一月一日から三月間の閉鎖

七 監督処分の原因となった事実

株式会社ユニプランの管理建築士である山崎孝一は、建築士法第十条第一項第一号の規定により、国土交通大臣から三月間の業務の停止の懲戒処分を受けた。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。